包括だより

令和７年度冬号

柳川市地域包括支援センター
三橋庁舎１階⑤番窓口
三橋町正行 431
☎０９４４－７５－６３２１
開庁 8:30～17:00（土日祝、年末年始を除く）

☆終活ノートを配布しています

「その時」のために、「今」できること。

自分の思いや希望を整理し、大切な人と話し合うための終活ノートです。
まずは気軽に、手に取ってみませんか。

〇配布場所
　地域包括支援センター（三橋庁舎）
　福祉課高齢者福祉係（柳川庁舎）
　大和市民サービス課（大和庁舎）

〇無料　※数に限りがあります。

ご存じですか？

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の“困った”を相談できる窓口です。

電話や窓口、自宅へ訪問しての相談が可能です。

電 話

窓 口

訪 問

例えば、こんな相談ができます！

☆介護保険の手続きは？
☆介護保険ではどんなサービスが受けられる？
☆最近、もの忘れがひどくなってきたかも…
☆独り暮らしで不安がある

この他、高齢者の不安ごとや困りごとの相談に対応します。

成年後見センターだより（冬号） VOL. 1

今回は、**成年後見制度**について、よく尋ねられることについてお答えします。

後犬ちゃん

成年後見制度って何のこと？

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断がむずかしい人を**法律的**に支援する仕組みです。本人を支えるために**後見人**が選ばれます。

成年後見制度には、すでに判断能力が不十分な本人に代わって、法律行為をしたりする「法定後見制度」と将来、判断能力が不十分になった場合に備えておく「任意後見制度」があります。

後見人はどんなことをしてくれるの？

ご本人の生活・医療・介護・福祉など、身のまわりの事柄にも目を配りながら、ご本人の**財産や権利**を守ります。

具体的には、ご本人の**不動産や預貯金等の財産を管理**したり、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、**利用契約の締結や医療費の支払など**を行ったりします。
※食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

後見人は誰が決めるの？

それは、**家庭裁判所**です。

家庭裁判所が、ご本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮して、**家族、法律・福祉の専門家などから適任者**を「後見人」に選任します。

柳川市成年後見センターでは、あなたの思いを大切にし、あなたらしい生き方と安心した生活を応援します。

成年後見制度等について相談やお尋ねしたい場合には、**柳川市成年後見センター**にご連絡ください。

柳川市成年後見センター

☎0944－77－8825　(FAX 0944-75-6306)

柳川市役所三橋庁舎（地域包括内）

受付時間　８：３０～１７：００（土日、祝日、年末年始を除く）